

日付	令和3年7月20日
担当所属	山梨県教育庁 高校教育課
担当者名	高鳥 亮太
連絡先	055-223-1763 (内線 8344)

令和3年度 第1回山梨県立学校いじめ問題対策委員会の開催について

令和3年度 第1回山梨県立学校いじめ問題対策委員会

- 日時 令和3年7月27日(火) 午後2時00分から
- 場所 県庁防災新館3階 教育委員会室
- 参加者 大学教授, 県立高等学校長協会代表, スクールカウンセラー, 弁護士, スクールソーシャルワーカー, 関係行政機関職員 等
- 第1回山梨県立学校いじめ問題対策委員会
 - はじめの言葉
 - 県教育監あいさつ
 - 委員, 事務局自己紹介
 - 対策委員会の設置について
 - 会長, 副会長選出
 - 会長あいさつ
 - 協議
 - 本県の県立学校のいじめの現状について
 - いじめ防止等に関する県の取組について
 - いじめ防止等に関する各学校の取組について
 - ①令和3年度第1回「いじめに関する実態調査」の状況A(概要)について
②令和3年度第1回「いじめに関する実態調査」の状況B(詳細)について
 - いじめ防止等に関する各機関や団体との連携について
 - その他
 - 諸連絡
 - おわりの言葉
- その他
取材は, 上記4(7)(iv)①まで可能。

「経緯」

平成25年9月28日, 「いじめ防止対策推進法」施行。

平成26年3月25日, 「いじめ防止対策推進法」第12条第1項の規定に基づき「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」策定。

当該方針において, いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図るため, 条例に基づき教育委員会の附属機関として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置することを明記。

平成26年4月1日, 「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」施行。

上記条例に基づき, いじめに対峙するための県の組織として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。

令和3年度は7月27日(火)に第1回を, 12月14日(火)に第2回を実施予定。

なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために, マスク着用・手洗い消毒の徹底及び会議室前に消毒用エタノール設置、換気等の対策を講じて実施します。